

# 李善図攷

——孝子伝図と孝子伝——

黒田 彰

〔抄録〕

孝子伝図としての李善図は、漢から北魏にかけての三例の現存が確認されるが、その基となった孝子伝本文は、日本にしか伝存しない。小稿は、従来それらが後漢書独行伝（李善）により解釈され続けた通説の誤りを明らかとし、新たに陽明本孝子伝41李善条によって李善図を読解、それら三図の来源が一つであり、体系

的把握が可能となることを論じる。

キーワード 李善図、孝子伝図、陽明本孝子伝、

司馬金竜墓出土木板漆画屏風、武氏祠画像石

一

一九六五年、中国山西省大同市の東南にある石家寨の北魏司馬金竜墓が発掘された時、墓中から見事な木板漆画屏風が出土した。墓が司馬金竜のものであることは、金竜の墓表、墓志銘（共に北魏太和八年〈四八四〉年の年紀がある）、金竜妻姫辰の墓銘（延興四〈四七四〉年の年紀がある）から確実で、四七四―四八四年頃に作られた、金竜夫妻の合葬墓と見られる。墓志銘によれば、金竜は、太和八年十一月十六日に没している<sup>1)</sup>。司馬金竜は、司馬懿（晋宣帝）の弟廋の八世の

孫に当たる司馬楚之の子で（魏書三十七列伝二十五）、司馬楚之は、北魏二代の明元帝の泰常四（四一九）年、北魏に降り（魏書三太宗紀三）、後に王女河内公主との間に金竜を儲け、その金竜は、太和八年に没したことが、魏書三十七に見えている。さて、司馬金竜墓から出土した木板漆画屏風には、極めて珍しい李善図が描かれている。小稿は、本屏風に描かれた李善図を中心に、中国に伝存する李善図の来源を考察しようとするものである。

私の属する幼学の会では、日本に伝わった二種の古孝子伝（陽明本、船橋本。以下、両孝子伝と称する）を注解した後、太公家教に取り組

んできたが、今般その注解を終了し、<sup>③</sup>次いで、上記司馬金竜墓出土木  
板漆画屏風の注解を試みることになった。これまで書物の形の幼学書  
を取り上げてきた、幼学の会の今回の対象は、言わば美術品であり、  
少しく異例のように見えるが、本屏風は、列女伝や孝子伝等を題材と  
し、幼学書が世に行われた実際の様子を具体的に映し出すものであれ  
ば、幼学書の発展的研究において当然、研究対象となるべきものと言  
えよう。むしろ図像と一体化した本屏風のような例は、幼学の最も基  
本的な姿を表わすものと考えられるからである。ところで、私が本屏  
風のことを知ったのは、かれこれ十年近く前のことである。本屏風は、  
大きく五塊（塊）及び、残片から成るとされているが、その第一、二  
塊表には舜図、同裏には李善図が描かれ、その二図は、共に孝子伝図  
と見るべきものであったことが、そのきっかけとなった。そして、そ  
の李善図の榜題は、両孝子伝としか一致しないことが、私の注意を惹  
いた。<sup>④</sup>さて、本屏風の内容については当時、中国美術全集絵画編1  
「原始社会至南北朝絵画」一〇〇に、全五塊の美しいカラー図版また、  
部分図版が収められていることを喜び<sup>⑤</sup>（その舜図及び、李善図の上部  
が切れていることや図版の暗いことが、気になっていたが）、以  
後何回も中国を訪れつつ、本屏風を実見する機会を得ないまま、現在  
に至ってしまった。その間、本屏風は米国（二〇〇四—〇五）や日本  
（二〇〇五年）でも展覧に供されたのだが（共に、山西省博物館蔵の  
第一、二塊のみ）、その機会も逃したのである。さて、この度幼学の  
会で本屏風を取り上げることとなり、中国美術全集以後の状況を調べ  
てみて、次の如く新たな図版の公刊されていることを知った。<sup>⑥</sup>

1 中国漆器全集 4 三国—元、図版四〇

2 China: Dawn of a Golden Age, III, 69

3 開館記念特別展『美の国日本』、一部19

私が驚いたのは、それらには本屏風の李善図が明るく、完全な形で図  
版化されていたことである。そして、それらの図版の榜題を読んでき  
て、かつてその榜題を誤読していたことに気付いた。私は以前それを、

李善養<sup>⑦</sup>兄姉

□<sup>⑧</sup>人死長人賜善姓為李郡／表上詔拜河内太守

と読んで<sup>⑦</sup>（ただ当時、非常に解釈に苦しみ、疑わしく思った覚えがあ  
る）、『孝子伝注解』でもそれに従い、前の榜題の、

「李善養□姉」は現存の所伝に該当する話がない

と記したのである。<sup>⑧</sup>しかし、本屏風の李善図の榜題は、上記の新出図  
版によると、

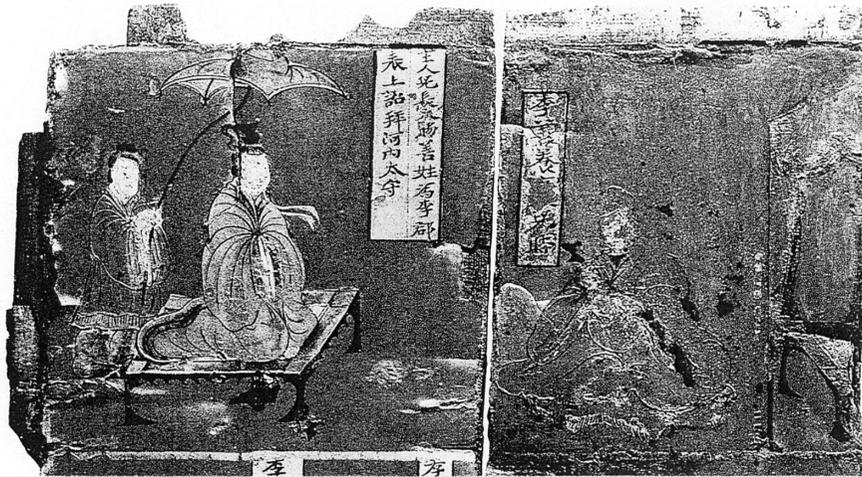
・ 李善養<sup>⑨</sup>□<sup>⑩</sup>兄時

・ 主人兒長大賜善姓為李郡

表上詔拜河内太守

と読むべきことが分かる（図一）。前の榜題の□□は、残画から考え  
て、「主人」であることがほぼ間違いない。ここに謹んでかつての誤  
読を訂正しておきたい。すると、本屏風の李善図は、ずばり両孝子伝  
と一致する。また、両孝子伝の内、船橋本は、隋以降の改修を経てい  
ることが確実なので、<sup>⑩</sup>本屏風の来源は、陽明本に溯らなければならな  
いであろう。次に、このことを確認したい。

両孝子伝に収める李善条の他、管見に入った李善譚の文献資料は、



図一 北魏司馬金竜墓出土木板漆画屏風

決して多くはない。まず両孝子伝と同じ系統のものとして認められる資料として、これも日本にのみ伝存する瑠玉集残簡に引かれる、逸名孝子伝の逸文を上げることが出来る。始めに、陽明本孝子伝41李善条の本文を示せば、次の通りである。

李善者南陽家奴也。李家人並卒死。唯有<sup>A</sup>一兒新生。然其親族、无<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>一遺<sup>一</sup>。善乃歷<sup>ニ</sup>鄉隣<sup>一</sup>、乞<sup>レ</sup>乳飲<sup>ニ</sup>哺<sup>一</sup>之。兒飲恒不足。天照<sup>ニ</sup>其精<sup>一</sup>、乃令<sup>ニ</sup>善乳自汁出<sup>一</sup>、常得<sup>ニ</sup>充足<sup>一</sup>。見年十五、賜<sup>ニ</sup>善姓李氏<sup>一</sup>。治<sup>レ</sup>喪送葬、奴礼无<sup>レ</sup>廢。即郡県上表、功<sup>ニ</sup>其孝行<sup>一</sup>、拜<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>河内太守<sup>一</sup>。百姓咸歛。孔子曰、可<sup>ニ</sup>以託<sup>ニ</sup>六尺孤<sup>一</sup>、此之謂也。

前掲司馬金竜墓出土木板漆画屏風に描かれた李善図と、陽明本の李善条とを対照させてみると、右側の榜題「李善養主人兒時」は、陽明本Aに言う、家奴の李善が唯一人生に残った主人の孤児を養育したことを指し（口。榜題中の「時」は、場面の句切りを示す、絵解の常套句である）、右の場面は、坐つて孤児を抱く李善を描いたものである。右端に帳幕の一部が見える。左の榜題「主人兒長大、賜善姓」為李。郡表上、詔拜河内太守」も、陽明本Bに、「見年十五、賜善姓李氏……即郡県上表……拜為河内太守」（ハ、ニ、ホ）と、そのまま見ることが分かる。すると、左の場面は、成長した主家の孤児を描いたものに違いない。孤児の顔が童顔に描かれているのは、その年齢が十五歳（陽明本B）とされることによるものらしい。その右には、李善がいる筈だが、直前（右）の場面に李善がいる所から、省略されたものと思われる。このように見てくると、本屏風の李善図と陽明本の李善条には、極めて深い関連のあることが知られよう。

次に、船橋本41李善条、瑠玉集十二感応篇四所引の逸名孝子伝逸文を掲げよう。両書の本文を併せて示せば、次の通りである。

船橋本

李善者南陽李孝家奴也。於<sup>A</sup>時家長、家母、子孫、馭使、遭<sup>B</sup>疫悉死。但遺<sup>C</sup>嬰兒并一奴名善。爰乞<sup>D</sup>隣人乳、恒哺<sup>E</sup>養之。其乳汁不<sup>F</sup>得<sup>G</sup>足之、児猶啼之。於<sup>H</sup>時天降<sup>I</sup>恩命、出<sup>J</sup>善乳汁、日夜充足。爰兒年成長、自知<sup>K</sup>善為<sup>L</sup>父母<sup>M</sup>而生長之由。至<sup>N</sup>十五歲、善賜<sup>O</sup>李姓。郡<sup>P</sup>県上表、顯<sup>Q</sup>其孝行。天子諸侯、譽<sup>R</sup>其好行、拜<sup>S</sup>為<sup>T</sup>河内大守。善政踰<sup>U</sup>人、百姓敬仰。天下聞<sup>V</sup>之、莫<sup>W</sup>不<sup>X</sup>嗟歎<sup>Y</sup>云。

瑠玉集所引逸名孝子伝

李善、南陽人也。本是李父家奴。李父合<sup>レ</sup>家、死亡蕩尽。唯有<sup>二</sup>子、生始数月。李善抱懷、不<sup>レ</sup>捨<sup>レ</sup>晝夜。歷<sup>レ</sup>隣乞<sup>レ</sup>乳、得<sup>レ</sup>濟<sup>レ</sup>朝夕。時既經久、隣里厭<sup>レ</sup>之、不<sup>レ</sup>肯<sup>レ</sup>与<sup>レ</sup>乳。児遂損度、命在<sup>レ</sup>須臾。李善感結、悲不<sup>レ</sup>自勝。号泣呼<sup>レ</sup>天、求<sup>レ</sup>哀請<sup>レ</sup>救。天感<sup>レ</sup>其志、兩乳汁流。児得<sup>レ</sup>乳飲、遂便得<sup>レ</sup>活。年既長大、李善拜<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>曹主。朝夕參奉、不<sup>レ</sup>失<sup>レ</sup>時節。郡県奉聞、遂達<sup>レ</sup>天聽。上感<sup>レ</sup>其義、賜<sup>レ</sup>善姓李、表<sup>レ</sup>之朝野、遷<sup>レ</sup>堂邑令。孝行之至、四海流名。故孔子曰、可<sup>レ</sup>以託<sup>レ</sup>六尺之孤、此之謂也。出<sup>レ</sup>孝子伝

船橋本は、陽明本と殆ど変わりが無い。両孝子伝に対し、瑠玉集所引の逸名孝子伝は、末尾の論語泰伯の引用などに見る如く、明らかに同系統ながら若干異なる部分がある。まず両孝子伝ホ及び、本屏風に記される、李善が河内太守となったことが見当たらず、代わりに堂邑令となったことが記されている（堂邑県は、江蘇省六合県北）。また、

両孝子伝B及び、本屏風では、善に李の姓を与えるのが、主家の孤児であり、郡県が李善の行いを上表するのは、その後のこととされているのに対し、逸名孝子伝では、賜姓のことが記されてはいるものの、その善への賜姓が郡県の上表後とされ、しかも善に姓を賜ったのは、主家の孤児でなく、天子のこととされている。善の解放のことは、また後に触れよう。このような点から、瑠玉集所引逸名孝子伝と本屏風との関係は、甚だ薄く、従って、両者の間の関連は、想定し難いものと判断出来よう（但し、榜題の「長大」の語の逸名孝子伝に見えることが注意される）。

二

孝子伝の他、李善譚の古資料として管見に入ったものに、次のようなものがある（また、明、汪延訥の勸懲故事六「保主遺孤」にも。「出<sup>レ</sup>陰陽録」と言い、孤児の名を統祖とする）。

- ・後漢書八十一独行列伝七十一
- ・東觀漢記十七列伝十二
- ・謝承後漢書（太平御覽三七一所引）
- ・楚国先賢伝（太平御覽五五八所引、重較說郛五十八所収）

これらの資料と上述孝子伝類、また、司馬金竜墓出土木板漆画屏風に描かれた李善図との関係は、一体どうなっているのでしょうか。ここで、本屏風の李善図と後漢書以下との関係を、検討しておくこととしたい。さらに、李善図は、本屏風のそれ以外にも、漢代の図像が二例

程現存している。次いで、最後に漢代の李善図と本屏風のそれとの関係、また、孝子伝類や後漢書以下との関係も、考察することにする。

李善譚の資料として広く知られるのが、後漢書である。劉宋、范曄の撰んだ後漢書八十一独行列伝七十一の本文を示せば、次の通りである。

李善字次孫、南陽涑陽人、本同県李元蒼頭也。建武中疫疾、元家相継死没、唯孤兒統始生数旬、而貲財千万、諸奴婢私共計議、欲謀殺統、分其財產。善深傷李氏、而力不能制、乃潜負統逃去、隱山陽瑕丘界中、親自哺養、乳為生、推燥居湿、備嘗艱勤。統雖在孩抱、奉之不異長君、有事輒長跪請白、然後行之。閭里感其行、皆相率脩義。統年十歲、善与婦本県、脩理旧業。告奴婢於長吏、悉収殺之。時鍾離意為瑕丘令、上書薦善行状。光武詔拜善及統並為太子舍人。善、顯宗時辟公府、以能理劇、再遷日南太守。從京師之官、道經涑陽、過李元冢。未至一里、乃脱朝服、持鉏去草。及拜墓、哭泣甚悲、身自炊爨、執鼎俎以脩祭祀。垂泣曰、君夫人、善在此。尽哀、数日乃去。到官、以愛惠為政、懷來異俗。遷九江太守、未至、道病卒。統至河間相。

蒼頭は、召使いで奴隸の意<sup>11</sup>。建武は、光武帝の年号で（二五―五六）、統は、孤兒の名、貲は、資に同じ。山陽瑕丘は、山東省嶧陽県西、孩抱は、幼兒を指す。顯宗は、明帝の廟号で、理劇は、激務をこなすこと。日南は、今の北ベトナムに当たり、鉏は、鋤である。爨は、かまど、鼎俎は、料理すること、また、懷來は、慕い来る意である。九江は、安徽省寿県、河間は、河北省獻県に当たる。

さて、本屏風の李善図と陽明本（また、逸名孝子伝）、後漢書とを対照させてみると、極めて重要な相違の存することに気付く。それは

例えば、まず本屏風榜題における、「主人兒長大、賜善姓為李」とされる、主家の孤兒の善に李姓を与えることが、陽明本（Bのハ）には明記されているのに対し、後漢書にはそれが見当たらないことである。瑠玉集所引の逸名孝子伝には、善への賜姓のことが見えるものの、それは遙か後、郡県上表後のこととされ、しかも賜姓の主体が、本屏風や陽明本に言う、主家の孤兒でなく、天子に変わっていることは、前述した。ここで、少しその違いを考えてみよう。家奴（或いは、蒼頭）たる善への賜姓は、おそらく善の奴隸身分からの解放を意味している。故に、陽明本が賜姓のことに続けて、「奴礼无廢」と記すのは、善が最早奴隸でなくなったにも関わらず、以前と変わることなく、主家の孤兒に対し、奴隸であった折の恭しい礼儀を欠かさなかったことを、言っているに違いない。それに対し、逸名孝子伝や後漢書は、善の奴隸身分からの解放が、主家の孤兒によるものでなく、郡県（鍾離意）の上表を通じた、天子（光武帝）の命令によるものとしているのである。一般に、奴隸（官奴）解放の権限は、天子に属するものと考えられたから、逸名孝子伝や後漢書は、その通念に従ったものと見られる。しかし、李善は、「家奴」（陽明本）とされる如く、私奴婢であったから、その解放は、必ずしも天子による必要がなく、主家（の孤兒）の手によっても差し支えない<sup>12</sup>。実は、本屏風の李善図、陽明本（船橋本）と後漢書（逸名孝子伝）との相違点は、そこに存するものと捉えることが出来よう。即ち、善の奴隸身分の解放という点から見れば、

瑠玉集所引逸名孝子伝は、善への賜姓を記しながら、後漢書の系統に近いのである。次に、善のことを上表したのが、本屏風、陽明本(二。逸名孝子伝)では、郡(県)とされるのに対し、後漢書では、鍾離意(瑕丘令)となつてゐることも相違している。また、決定的に重要なのが、本屏風、陽明本(二、ホ)に、郡県の上表の結果、善が河内太守に任ぜられたことが見えるのに対し、後漢書には、そのことが全く見当たらないことである。<sup>13)</sup> これらのことから、本屏風の李善図は、後漢書に帰し得ないものと断じて良い。即ち、本屏風李善図の来源は、後漢書ではあり得ず、陽明本系統の記述こそが、その来源に当たると考えられるのである。一方、陽明本の李善条は、明らかに後漢書とは異なる。両者の違いを一一上げることがはしないが、陽明本の記述が後漢書から出たものでないことは、確実と言えよう。おそらく後漢時代、李善をめぐる幾つかの伝承があつたものと思われる。中で、陽明本と范曄とは、それぞれ別系統の李善譚に取材したのであろう。そして、ここで重ねて確認しておきたいことは、本屏風の李善図は、陽明本系統の記述に基づいて描かれたものであつて、後漢書の李善譚を来源には比定し得ないことである。

次に、東観漢記以下の李善譚に関しても、一瞥しておこう。東観漢記十七列伝十二、謝承後漢書(太平御覧三七一所引)、楚国先賢伝(太平御覧五五八所引)三書の本文を併せて示せば、次の通りである(楚国先賢伝は晋、張方のものらしいが、今太平御覧五五八に拠り、(一)内に重較説郭所収本文との異同を示す)。

### 東観漢記

李善字次孫、南陽人、本同県李元蒼頭。建武中疫病、元家相繼死没、惟孤兒統始生數旬、而有資財千萬、諸奴私共計議、欲謀殺統分財產。善乃潛負逃亡、隱山陽瑕邱界中、親自哺養、乳爲生。統後抱、奉之不異長君、有事輒長跪請白、然後行。之。閭里感其行、皆相率修義。統年十歲、善与婦本県、修理旧業。告奴婢于長吏、悉收殺之。時鍾離意爲瑕邱令、上書薦善行狀。

### 謝承後漢書

謝承後漢書曰、南陽李善、本濟陽李元家奴。元遭病死、唯有孤孫統、有貲千萬、奴婢欲謀殺統分其財產。善夜抱統、逃瑕丘界、親自哺養。乳爲生、遂至成長。

### 楚国先賢伝

李善字次孫、南陽人也。本同県李元蒼頭。建武中元家死没、唯孤兒統始生、善親自哺養。世祖拜善及統並爲太子舍人。善、顯宗時辟公府、以能治劇、再遷日南太守。從京師之官、道經南陽李元家。未至一里、乃脱服、持劍去草。及拜墓、哭泣甚悲、身炊爨、自執俎鼎以脩祭。

謝承後漢書の、濟陽は、河南省蘭封県北だが、清陽の誤写かもしれない。楚国先賢伝の、世祖は、光武帝の廟号である。さて、東観漢記には、後漢書と同じく、「告奴婢于長吏」と、漢代特有の復讐のモチーフの見えることに注意すべきである。<sup>14)</sup> 上記東観漢記、謝承後漢書、楚国先賢伝三書の李善譚は、一読して後漢書の系統に属するものであることが明らかで、やはり陽明本の記述とは関わらないことが知られる。このことから、本屏風李善図の基づいた李善譚の記述は、中国本

土において早くその伝承を失い、日本に伝存する陽明本の内にしか、その記述の見出だし得ないことが判明する。

### 三

本屏風に描かれている図像を含め、これまで管見に入った李善図としては、次の三例を上げることが出来る（「」内に榜題を示す）。

- (1) 後漢武氏祠画像石（「李氏遺孤」「忠孝李善」〈隸続六による〉）
- (2) 後漢楽浪彩篋（「孝孫」「孝婦」「李善」「善大家」）
- (3) 北魏司馬金童墓出土木板漆画屏風（「李善養□□児時」「主人児長大、賜善姓為李。郡表上、拜河内太守」）

(1)を図二、三に掲げる<sup>15</sup>。(1)は、武梁祠第三石に描かれた李善図であるが、原石には大きな破断があつて、榜題も失われてしまつていゝので（図二）、図三に宋、洪适の隸続六所収の摸図を示した。また、(2)を図四に掲げる<sup>16</sup>。

今般、(3)本屏風李善図の榜題がほぼ確定し得たこと、その結果、本屏風（図一）における左右の図柄も確定出来たことは、上述の如くである。さて、私をこれまで悩ませてきた問題は、まず(3)本屏風李善図の図柄が明確でないため、(3)と(1)、(2)との図像の関連が把握出来なかつたことである。加えて、(1)（図二、三）と(2)（図四）とを一見すると、両者は、榜題も一致せず、また、図柄が全く異なつていゝように見える所から、(1)と(2)との図像の関連も不明とせざるを得なかつた。つまり(1)―(3)三図の図像的関連は、説明が付かなかつたのである。と

ころが、(3)本屏風の図柄を確定することによつて、また、(1)と(2)、さらに(3)との図像的関連をも、なお明らかとすることが出来るように思われる。そこで、最後に(1)―(3)における、図像的関連の問題を考へてみたい。

まず(1)、武梁祠の李善図（図二、三）は、余りに名高いものであるが、それだけに却つて、その図像解釈が一定しない憾みがある。図二、三は、例えば瞿中溶が、後漢書独行伝によつて（「諸奴私共計議、欲謀殺統分其財産」とある）、

則跪者、当是李善。立而拖小児者、恐是奴婢也。蓋奴婢欲取其孤去。故善乃長跪哀求之意耳（『漢武梁祠堂石刻画像攷』六）

と解釈して以来、研究史的にそれに倣い、後漢書によつて当図を解釈しようとするものが、圧倒的に多い<sup>17</sup>。しかも同じ後漢書によりながら、例えば当図の左右二人の人物をめぐり、どちらを李善と見るのか、図像解釈の揺れがある<sup>18</sup>。さて、ここで確認しておきたいことが一つある。それは、例えば(1)、武梁祠の李善図が孝子伝図であるということに外ならない（(2)も同じ）。周知の如く、武梁祠一―三石の二層の画像十七図は全て、曾参に始まり原谷に終わる、孝子伝図なのである。このことは、武梁祠二層十七図が孝子伝に基づいていゝことを意味し（おそらく画卷形式の孝子伝図粉本があつたのであろう）、また、それらが孝子伝によつて解釈されなければならないことを意味する。何より中国本土において早く孝子伝の失われてしまつたことが、従来の研究史を制約していたことは、十分に理解出来ることではあるが、それに



图二 後漢武氏祠画像石



图三 後漢武氏祠象石 (隸統六)



图四 後漢樂浪彩簾

しても、我が国に二本の完本古孝子伝が奇跡的に伝存していることは、同じく研究史的に看過し得ないことと言ふべきである。故に、例えば孝子伝図としての(1)武梁祠の李善図を、後漢書独行伝で解釈しようとする従来の通説は、まずその前提を疑つてみる必要があるだろう。ところで、(1)武梁祠の李善図解釈の通説において気に掛かるのが、例えば瞿中溶の、「立而拖二小兒一者、恐是奴婢也。蓋奴婢欲取二其孤一去」と言う場面が（拖は引くこと）、両孝子伝及び、逸名孝子伝に見えないことである。とすれば、図二、三は、陽明本イの、

善乃歷二鄉隣一、乞レ乳二哺一之

と記す場面を、表わしたのではないか。左が李善、中央が孤兒、右が隣人の婦人であろう。当図が「蓋奴婢欲取二其孤一去」と（瞿中溶）という場面を描いたものと限らないことは、漢代のもう一例の李善図と一致しないことから分かる。(2)後漢楽浪彩篋の李善図（図四）の範囲をめぐつても、従来諸説が存するが、ここで、図四に掲げた部分（四人の人物が描かれている）を、その李善図の範囲と認定したい。<sup>19)</sup> 榜題の「善大家」は、家奴の善から見た主人の呼称である。<sup>20)</sup> さて、(2)図四の李善図は、決して瞿中溶の指摘するような、後漢書に記された場面を描いたものではない。ならば、図四は、どのような場面を表わしているであろうか。ここで、(3)本屏風の李善図を参考に、改めて陽明本李善条の本文から図四の図柄を検証してみると、それは本屏風と構図が酷似する所から（特に左側）、やはり陽明本B（ハ）、

兪年十五、賜二善姓李氏一

と記される場面を描いたものとしか考えられない。即ち、図四は、本

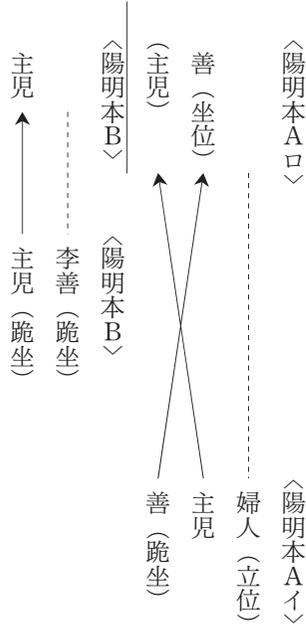
屏風（図一）と同じ場面を表わしているものと思われるのである（但し、図四の李善（以下）は、本屏風では省略されている）。図四の主家の孤兒について、例えば浜田青陵氏が、「統（前述、孤兒の名）は童形に現はされて居ります」と言われ、柳宗悦氏が、「唐子」（中国風の髪、姿の子供）と評されていることも、本屏風の主家の孤兒が童形に描かれていることと共通し、両図の関連を傍証するものである。すると、(1)武梁祠の李善図（図二、三）は、本屏風右側（陽明本Aのイ）とほぼ同じ場面（陽明本Aのロ）を描いたものを推定される。おそらく本屏風右側では、左側において丁度、李善が省略されたように、武梁祠の婦人が省略されてしまったのであろう。さらに憶測を逞しくするならば、漢代以来の孝子伝図粉本（画卷であろう）における李善図は、陽明本A、Bに基づく二場面（或いは、Aをイ、ロに分ければ、三場面）から成っていたものと思しい。

このように、現存する李善図の(1)―(3)三例は、陽明本李善条の本文に基づいて、言わば一体化し、体系的に把握することが出来る。しかし、従来の通説の如く、解釈の前提に後漢書を置いてしまうと、三例を体系的に捉えることは、殆ど不可能なこととなってしまふ。三例の李善図は、図像の解釈に際し、図像の基づいたテキスト——この場合は、陽明本孝子伝——に留意することの重要性を、私達に物語っている。左に、これまで述べて来た、

- (1)後漢武氏祠画像石（図二、三）
- (2)後漢楽浪彩篋（図四）
- (3)本屏風（図一）

三図間における、図像の関連を概念図として掲げ、小稿の結びとする。

(3)本屏風 (2)後漢楽浪彩箋 (1)後漢武氏祠画像石



付記 平成19年10月、山西博物院、大同市博物館に分蔵される本屏風五塊を、実見することが出来た。小稿は、平成19年度科学研究費補助金基盤研究(B)による成果の一部である。

〔注〕

- (1) 山西省大同市博物館、山西省文物工作委员会「山西大同石家寨北魏司馬金童墓」(『文物』72・3) 参照。なお北魏司馬金童墓出土木板漆画屏風について論じたものに、志工氏「略談北魏的屏風漆画」(『文物』72・8) があり、残片の写真を収める、その図四「漆画題字」が貴重である。
- (2) 幼学の会『孝子伝注解』(汲古書院、平成15年)
- (3) 幼学の会『太公家教注解』として、同じく汲古書院から近刊。
- (4) 拙著『孝子伝の研究』(佛敎大学鷹陵文化叢書5、思文閣出版、平成13年) II 一参照。
- (5) 中国美術全集絵画編1「原始社会至南北朝絵画」(人民美術出版社、一

九八六年) 図版100

- (6) 中国漆器全集4 三国—元 (中国美術分類全集、福建美術出版社、一九八八年) 図版四〇' China: Dawn of a Golden Age (Catalog of an exhibition held at the Metropolitan Museum of Art, New York, Oct. 12, 2004-Jan. 23, 2005), III, 69, 開館記念特別展『美の国日本』(九州国立博物館編、西日本新聞社、平成17年) 一部19
- (7) 注(4) 前掲拙著Ⅱ
- (8) 注(3) 前掲書41 李善「図像資料」欄
- (9) 図一は、注(6) 前掲『美の国日本』一部19に拠る。
- (10) 注(4) 前掲拙著Ⅰ四参照。
- (11) 小畑竜雄氏「漢代に於ける奴隸の地位に就いて」(『東洋史研究』5・3、昭和15年4月) 参照。蒼頭については、志田不動磨氏「漢代の奴隸制度「蒼頭」に就いて」(『歴史学研究』2・1、昭和9年5月)、宇都宮清吉氏「漢代蒼頭考—批判—」(『東洋史研究』1・2、昭和10年12月) に詳しい。なお中国の奴隸制度について論じたものに、岡田巧氏「支那における奴隸発生の原因に就て」(『経済史研究』11・1、昭和9年1月)、宇都宮清吉氏「漢代大私有地に於ける小作者と奴隸の問題」(『東洋史研究』1・1、昭和10年10月) などがある。
- (12) 小畑竜雄氏は、「奴隸解放の方法に就いては……官奴婢の解放は詔による。換言すれば主権者の意志によつてのみ、官奴婢の解放が行はれるのであつて、官吏の権限に属することではない」とし、また、「私奴婢解放の例としては、後漢書〈卷百十一〉李善伝に……とあるやうに、特別に称讃すべき行為の故に、帝の意志によつて解放されることがあつた」と述べられている(注(11) 前掲論文六節註③)。また、東観漢記二十一 韓卓伝の例を引いて、「主人の恩恵の恣意によつて解放されることもあつた」とし、要するに、官奴婢の解放は必ず帝の意志によつて行はれたが、私奴婢の解放は所有者自らの意志によつても行ひ得たのであるとされている(同) ことが参考となる。
- (13) 近時の揚之水氏「北魏司馬金童墓出土屏風発微」(『中国典籍与文化』

05・3)に、「事見《後漢書》卷八一《独行列伝》。不過題記云「詔拜河内太守」、与《伝》中的詔拜太子舍人不同」と指摘されている。

(14) 復讐については、拙稿「陽明本孝子伝の成立」(『京都語文』14、平成19年11月)を参照されたい。

(15) 図二は、容庚『漢武梁祠画像録』(考古学社専集13、北京燕京大学考古学社、民国25(一九三六)年)に拠る。

(16) 図四は、朝鮮古跡研究会『楽浪彩篋冢』(便利堂、昭和9年)図版四八に拠る。なお(1)(2)の李善図と陽明本との関わり、それらの画像の概略については、M・ニラン女史による武氏祠偽刻説との関連において述べたことがある(拙著『孝子伝図の研究』へ汲古書院、平成19年1・2(一付)。また、宇都宮氏注<sup>11</sup>)前掲「漢代蒼頭考」批判」論文に、蒼頭の語の、青幘を冠ることに由来するという説(漢儀注、漢旧儀)をめぐって、後漢以降、蒼頭の語が一般的な奴婢の称と化した傍証として、図四に描かれた李善が頭に何も着けていないことを上げ、さらに後漢楽浪彩篋の画像において、「位の無い者は渠孝子(刑案のことで、賃労働者であった)」と李善だけと思はれるが、これは冠を着けてみない」と指摘されていることは、非常に重要である。

(17) 巫鴻(Wu Hung)氏「The Wu Liang Shrine: The Ideology of Early Chinese Pictorial Art」(Stanford University Press, Stanford, California, 1989、中国語版『武梁祠—中国古代画像芸術的思想性』(柳揚、岑河氏訳、三聯書店、二〇〇六年)付録A 295頁(中国語版、附録一 305、306頁)、賈慶超氏『武氏祠漢画石刻考評』(山東大学出版社、一九九三年) 238、239頁は、瞿中溶の説に従う。長廣敏雄氏編『漢代画像の研究』(中央公論美術出版、昭和40年)二部82頁(執筆者は、林巳奈夫氏)、朱錫祿氏『武氏祠漢画像石中的故事』(山東美術出版社、一九九六年) 26も、後漢書を引くが、画面右の人物を李善とする。容庚『漢武梁祠画像考釈』六(左一人右向長跪而拱手者李善也)と言(う)、蔣英炬、呉文祺氏『漢代武氏墓群石刻研究』(山東美術出版社、一九九五年) 五章一88頁注39も、後漢書を引いている。

(18) 瞿中溶、容庚、巫鴻(Wu Hung)氏、賈慶超氏は、左の人物を李善

とする。それに対し、林巳奈夫氏、朱錫祿氏は、右の人物を李善と見ている。注(17)参照。

(19) 例えば吉川幸次郎氏は、図四左半の二人を李善図と見、右半の二人を別図として、「未詳」とされた(『楽浪出土漢画画像考証』、吉川幸次郎全集6(筑摩書房、昭和43年)所収。初出昭和9年)。それに対し、浜田青陵氏は、「李善の話と丁蘭のそれを界する為に、雲形の衝立様のものが使用せられてゐる」と指摘され(『楽浪の彩繪漆篋』、『思想』155、昭和10年4月)、柳宗悦氏も、一応、右半の「孝婦と孝孫」を「物語りは詳かでない」としつつ、「あいた空間を充たす心からか、唐草模様が増えてある。若し之が話のくぎりを示すとすれば、孝婦も孝孫も前述の李善の物語に關係する人物となる」とされている(『挿絵小註』、『工藝』57、昭和10年10月)。私はかつて吉川氏説に倣い右半を別図と見て、それを「孝孫」題から原谷図と考えたことがあるが(注(2)前掲書など)、謹んで訂正しておきたい。その右半を原谷図とするには、孝孫に対応すべき祖父や父が見当たらないからである。「孝婦」「孝孫」は、李善のそれとして描き添えられたものであろう。孝子伝図中に、必ずしも孝子伝に登場しない人物が描き込まれることは、例えば安徽馬鞍山吳朱然墓出土伯瑜図漆盤に、「楡母、伯楡、孝婦、楡子、孝孫」が描かれていることや(注(4)前掲拙著Ⅱ一参照)、ミネアポリス美術館蔵北魏石棺の眉間尺図に、「眉間赤妻」が描かれている等の例がある。ミネアポリス美術館蔵北魏石棺については、注(16)前掲拙著Ⅱ二5及び、口絵を参照されたい。なお後漢楽浪彩篋の魏陽図の範囲をめぐっても同様の問題が存する。上掲拙著Ⅱ一4参照。

(20) 吉川氏注(19)前掲論文  
(21) 浜田青陵氏注(19)前掲論文  
(22) 柳宗悦氏注(19)前掲論文

(くろだ あきら 人文学科)

二〇〇七年十月十七日受理